諮問庁：特許庁長官
諮問日：平成２７年７月３日（平成２７年（行情）諮問第４１９号）
答申日：平成２８年９月８日（平成２８年度（行情）答申第２９１号）
事件名：特定会社とのデータ通信サービス契約書類の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

特許庁と特定会社間の平成２年からのシステム全体の開発・運用を委託するデータ通信サービス契約（以下「本件契約」という。）書類（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，次の５文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

文書１　データ通信サービス契約約款（平成１１年７月１日現行）
文書２　特約（平成１２年１月４日発効ないし平成１７年３月３１日発効）
文書３　データ通信サービス利用変更申込書（平成１４年３月２９日付ないし平成１８年１月３１日付）
文書４　データ通信サービス利用変更承り書（平成１４年３月２９日付ないし平成１７年３月３１日付）
文書５　データ通信サービス利用契約解除通知書（平成１８年１月３１日付）

第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成２６年１０月１６日付け２０１４０８１８特許４３により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，更なる文書の開示を求める。

２　異議申立ての理由

（１）異議申立書

処分庁の開示内容は，平成１９年以降現在までの契約内容が含まれておらず不当である。したがって，平成１９年以降現在までの契約内容も開示していただきたい。

（２）意見書

諮問庁は，理由説明書において，「本件契約については，平成１８年１月３１日付けで契約解除したため，異議申立人の主張する同サービスに係る平成１９年以降現在までの契約内容を示す文書は存在しない」旨記載しているが，現状の利用システムに関する契約内容を明確にしていただきたい。すなわち，特定会社との契約を解除し，その後他社と契約締結したが失敗に終わったため，現在も既存の特定会社のシステムを利用していると理解しているが，この現在のシステムの利用に関する契約はどのようになっているのか。平成１８年１月３１日に解除した契約が適用されているのか明確にしていただきたい。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　諮問の概要

処分庁は，本件開示請求に対し，本件対象文書を特定し，平成２６年１０月１６日付けで一部開示決定とする原処分を行った。

２　原処分及びその理由

処分庁は，本件対象文書のうち，文書２ないし文書５の個人に関する情報を法５条１号の規定により，文書２及び文書４の代表者印を法５条２号イの規定により不開示とした。

３　異議申立人の主張についての検討

異議申立人は，原処分について，「平成１９年以降現在までの契約内容が含まれておらず不当である。したがって，平成１９年以降現在までの契約内容も開示していただきたい。」と主張しているが，本件契約については，平成１８年１月３１日付けで契約解除したため，異議申立人の主張する平成１９年以降現在までの契約内容を示す文書は存在しない。

４　結論

以上のとおり，本件異議申立てについては何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件異議申立については，棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①	平成２７年７月３日	諮問の受理
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受
③	同年９月２日	異議申立人から意見書を収受
④	平成２８年７月２５日	審議
⑤	同年９月６日	審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は，文書１ないし文書５の５文書である。

異議申立人は，本件対象文書以外に平成１９年以降の本件契約に関する

文書が存在するはずである旨主張し，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，次のとおりであった。

ア　本件契約は，特許庁が，特定会社のデータ通信サービス契約約款（文書１）に基づき平成２年７月２日付けで特定会社にデータ通信サービス利用申込書を提出し，特定会社が同日付けデータ通信サービス利用承り書を発行したことをもって成立したものであり，特許庁電子出願・包袋事務処理データ通信システム（以下「特許庁システム」という。）に係る本件契約の内容については，上記約款５条に基づき特約（文書２）を取り交わして定めていた。

イ　特許庁システムの設備等の変更等については，特許庁は，その都度特定会社にデータ通信サービス利用変更申込書（文書３）を提出し，特定会社からデータ通信サービス利用変更承り書（文書４）を受領していた。

ウ　特許庁システムのハードウェアについては，平成１４年度以降，更改時期を迎えたものから順次，個別機器ごとに賃貸借契約を締結することとし，本件契約の対象から除外した。

　また，平成１７年４月からは，特許庁システムの開発・改造についても本件契約の対象外とし，それぞれのシステム単位で請負契約を締結することとした。

　特許庁は，平成１８年１月３１日付けデータ通信サービス利用契約解除通知書（文書５）をもって，運用管理業務等全ての業務に係る本件契約を解除した。

エ　特許庁は，平成１８年２月１日以降，本件契約に関する文書は作成も取得もしていない。

（２）諮問庁から，本件対象文書の提示を受けて確認したところ，データ通信サービスの内容及び契約に関する手続は，諮問庁の上記（１）アないしウの説明のとおりと認められ，特定会社との本件契約を解除した平成１８年２月１日以降，本件請求文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記（１）ウ及びエの説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件請求文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，特許庁において，本件対象文書以外に本件請求文書を保有しているとは認められない。

3　異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，一部開示した決定については，特許庁において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　白井玲子，委員　池田綾子，委員　中川丈久